

議案第 6 3 号

関市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

関市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

関市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年関市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。